

船舶事故等調査報告書

平成23年11月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第108号	
事故等種類	乗揚（定置網）	
発生日時	平成23年7月7日 11時30分ごろ	
発生場所	神奈川県三浦市 劔 <sup>つるぎ</sup> 崎南西方沖 劔崎灯台から真方位222° 1,800m付近 (概位 北緯35° 07.8' 東経139° 39.8')	
事故等調査の経過	平成23年7月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	練習船 機動船 <sup>きどうせん</sup> 1号、10トン（排水量） なし、防衛省	
乗組員等に関する情報	艇指揮、運航1級（防衛省基準）	
死傷者等	なし	
損傷	定置網浮き用ロープ切断	
事故等の経過	<p>本船は、艇指揮ほか17人が乗り組み、三浦市三崎港に向け、約4ノットの速力で手動操舵により航行中、艇指揮が、航海の遅れから航海距離を短縮しようとし、計画針路より大幅に陸岸寄りを通る針路（以下「ショートカット」という。）に変更して劔崎沖を西進していたところ、前方に多数の浮きがあることに気付き、回避しようとしたが間に合わず、平成23年7月7日11時30分ごろ、そのままの速力で劔崎南西方沖の定置網に乗り揚げた。</p> <p>本船は、プロペラ軸に漁網が巻き付いており、漁船の潜水夫により巻き付いた漁網が切断され、漁船によりえい航されて三崎港に入港した。</p>	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 5、視界 良好 海象：うねり 約2m、波高 約1m	
その他の事項	<p>艇指揮は、この海域における航海経験は豊富であったが、ショートカットで航行したのは初めてであり、本船の進路に定置網があることは知らなかった。</p> <p>艇指揮は、波が高く、海面状態が悪くなっていたが、浮きなどに対する海面監視は十分できると思い、見張り員に対して特別な指示を行っていなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、劔崎南西方沖を西進中、艇指揮が、航海の遅れから航海距離を短縮しようとし、ショートカットで航行したことから、劔崎南西方沖の定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>艇指揮は、本船の進路に定置網があることを知らなかったものと考えられる。</p>

原因	本事故は、本船が、劔埼南西方沖を西進中、艇指揮が、航海の遅れから航海距離を短縮しようとし、ショートカットで航行したため、劔埼南西方沖の定置網に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
----	--